

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

風水薫るときめきの郷 <人も自然も守って山里の文化が栄える泰阜村づくり計画>

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長野県 長野県下伊那郡泰阜村

3. 地域再生計画の区域

長野県下伊那郡泰阜村の全域

4. 地域再生計画の目標

泰阜村は、長野県の最南端に位置し、総面積 64.54 k m²のうち、山林が 87.2% を占める、典型的な山間地であり、起伏の多い傾斜地に 19 の集落が点在している。

全国に先駆けて高齢化が進行しており、平成 18 年 4 月の高齢化率は 37.6% に達した。人口も毎年減少しており、昭和 25 年には 4,620 人だった村内人口は、平成 17 年には 2,062 人まで減少している。このため、農林業の担い手不足による手入れ不足森林や耕作放棄地の増加等が地域の大きな課題となりつつある。特に周辺部に位置する小規模集落では高齢化率が 70% に達するところもあり、集落の維持も大変な苦勞をしている。

また、著しい高齢化の対策として、昭和 60 年代はじめから、高齢者が安心して地域で暮らせるように在宅福祉の充実を図ってきた。しかし、医師の往診やホームヘルパー等の移動の際には車を利用する以外方法がないが、道路の幅員が狭いために崩落による通行不能が生じ、在宅福祉の充実のためには、緊急時には医師等が直ちに駆けつけられる体制を確保しておく必要があり、道路の改良や防災などの整備が不可欠なものとなっている。

村内には広域的な幹線道路となる国道が通っておらず、中核都市である飯田市と隣接しながら山や川などのために道路の幅員が狭い区間があり、「遠い場所」と位置づけられてきた。このため、村内への工場の誘致や観光振興などは、近隣の町村と比較しても「活発である」とは言えない。

しかし、近年の自然回帰志向により、手つかず状態に近い当村の環境が評価されていると感じられる。そこで、既存の観光施設及び N P O 法人である

グリーン・ツーリズム研究会と連携し、農業や林業体験を通じた都市部との交流を促進させる。

今後、団塊世代の定年の時期を迎えるが、これらの人の中には、耕作放棄地を利用した農業を志向する人も多数見られるので、当村が適切な受け皿となって農林水産業の振興を図る。具体的には、遊休農地の解消や産地直売体制の確立、農林水産加工物のブランド化、地産地消の推進に取り組む。

さらに、村道・農林道の改良や、適切なるガードレール、カーブミラーの設置、通勤者への交通安全啓蒙普及の徹底及び高齢者交通安全教室を頻繁に開催するなどして、平成14年以来交通死亡事故ゼロを継続しており、更に延長させ、全交通事故ゼロの恒久化を目指す。

以上の取り組みを、地域の基礎的かつ重要なインフラである村道及び農林道の効率的な整備とあわせて行い、過疎地域住民が生きがいと誇りを持つことができ、他地域から訪れた観光客が、再び訪ねたくなるような地域づくりによる交流人口の増加と農林業の振興を図る。

- (目標1) 林業の振興と地域環境の改善(間伐実施面積の10%増加)
- (目標2) 交流人口の拡大(H17年度万古溪谷への入込客数2,000人 10%増加)
- (目標3) 村道、農林道整備による車両通行不能日数の減少(年間10日程度 0日)
による「高齢者の安心の生活環境」確保(崩落等による福祉バスの運休・運行経路変更0日・診療所患者送迎、ヘルパー活動の利便性向上)
- (目標4) 村道、農林道での交通事故ゼロの延長(現在1,300日 2,500日)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

ア 泰阜村の道路整備の現状

村内一円における生活の利便性向上および安心な生活の保障、農産物・水産加工物の物流効率化、集落への緊急車両等のアクセス改善を目的として、道路整備を推進している。

また、村道、農林道による効率的な道路ネットワークを構築し、村内各観光施設、名勝などへの観光客の交通の円滑化を図ることで、誰もが暮らしやすい地域づくり・他地域からの観光客が再び訪れたくなるような地域づくりに取り組んでいるところである。

具体的な取組としては、道路の改良事業や舗装等の維持管理事業、適切なガードレールの設置、道路周辺の景観、自然環境に配慮した道路整備を推進し、また、県道を経由して国道や高速道路といった広域的幹線道路との連絡の向上を図っている。

イ 本計画の役割

泰阜村の最深部の集落である漆平野集落および栃城集落への通路である「村道万古川線」・「林道万古川線」を整備し、崩落等による通行止め 0 日を目指す。これにより、両集落での在宅介護の保証と同居介護者の生活利便性向上を図るとともに、栃城集落において生産されている水産加工物（アマゴ）の効率的な出荷を図り、当村の最深部である栃城集落の存続を支援する。

さらに、漆平野集落・栃城集落へは村道万古川線が車両通行の道となっているが、「林道漆平野線」を整備することでルートの拡充を図る。

なお、「村道万古川線」・「林道万古川線」周辺は、泰阜村グリーン・ツーリズム研究会が「小城頭登山道」というハイキングコースを毎年整備しており、既に整備された一部のコースを用いて自然体験観光を実施して好評を得ている。今後は、常に誰もが安心してそれらの自然体験観光資源を利用できる体制を整え、同会による自然体験観光の発展を図る。

また、「村道温田押出線」・「村道三の平中組線」を整備することにより、医師の往診やホームヘルパー等の車による移動の利便性向上を図る。これにより、「高齢者が住み慣れた家で暮らす」ことができる地域をつくり、人口の流出を防止する。

さらに、「村道田本停車場線」と同線から分岐している「村道大恵曾日向線」を一体的に整備し、「ひなた」と呼ばれる立地のよい場所を、誰もが安心して暮らせる宅地として活用をはかり、I ターン者の受け入れなど地域の活性化をはかる。

「林道川端線」は万古溪谷、二軒屋キャンプ場への進入路であるが、駐車場、トイレといった最小限度の整備しか行っていないため、本格的なアウトドアレジャーを求める人の人気が高い。一方で村営簡易水道の水源への進入路でもあり重要な路線だが、現道の幅員が狭く、天候によっては崩落等による車両通行不能の事態が生じる場合がある。このため、「林道川端線」を整備することにより、誰もが安心して通行できる、安全な地域を目指す。

これらの道路を整備することで、従来から取り組んでいる道路整備によるまちづくりをより一層促進し、交流人口の増加や農林水産業の振興を図るとともに、誰もが暮らしやすい魅力的な地域づくりを進める。

(5 - 2) 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示す図面による。

- ・ 村道 9 号線（温田押出線）： 昭和59年3月27日 村道認定
- ・ 村道 10 号線（万古川線）： 昭和59年3月27日 村道認定
- ・ 村道 33 号線（田本停車場線）村道 102 号（大恵曾日向線）
： 昭和59年3月27日 村道認定

- ・ 村道 115 号線（三の平中組線）： 昭和59年3月27日 村道認定
- ・ 林道川端線 : 伊那谷地域森林計画書に記載
- ・ 林道万古川線 : 伊那谷地域森林計画書に記載
- ・ 林道漆平野線 : 伊那谷地域森林計画書に記載

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・ 村道（泰阜村） 泰阜村
- ・ 林道（泰阜村） 長野県 泰阜村

[事業期間]

- ・ 村道（平成 20 ~ 23 年度）
- ・ 林道（平成 19 ~ 23 年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 村道 0.81 km、林道 0.5 km
- ・ 総事業費 224,960 千円（うち交付金 107,480 千円）
（内訳）村道 150,000 千円（うち交付金 75,000 千円）
林道 74,960 千円（うち交付金 32,480 千円）

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「風水薫るときめきの郷 人も自然も守って山郷の文化が栄える泰阜村づくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

手づくり農村支援事業

生産力の低下や農地の荒廃化を防ぐため、担い手である高齢者や女性を含めた地域営農システムの構築、「人づくり」「組織づくり」による共同生産体制の確立を図る。

物産品直接販売事業

農産物の直販体制を充実させ、流通経路の拡充を図る。

特産品振興事業

ゆず、源助菜、キクイモ、そば等、現在特産品として育成している各種の農作物加工品等の振興を図る。

流域公益保全林整備事業

広大な森林資源を活かした林業特産物の産地化や国土保全、水源涵養、保健休養林等の持つ公益的な機能を発揮し得るような森林整備の展開を図る。

山村文化体験事業(グリーンツーリズム事業)

既存の公営宿泊施設「カントリーハットやまびこ館」、現在整備中の「観光交流センター」の利用率の拡大へ向けて都市住民等を対象とした山村文化体験をとおして交流を図り、思い出作りとリピーター発掘を図る。

在宅福祉サービスの推進

泰阜村がこれまで進めてきた 24 時間在宅介護体制を引き続き進め、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができる体制の維持を図る。

地域防災システム整備事業

雨量・災害等の防災情報提供、村内一円の交通規制情報等を光幹線ケーブルによって提供するシステムを構築し、村内のどこでも暮らし易い環境整備を行う。

警察署及び交通安全協会連携交通死亡事故ゼロ連続 2,500 日達成事業

村道、農林道に適切にガードレール、カーブミラーを設置するとともに、阿南警察署、阿南交通安全協会と連携を図り、交通安全街頭指導、交通安全教室などを頻繁に開催し、交通安全意識をたかめ交通死亡事故ゼロ連続 2,500 日を達成する。

6. 計画期間

平成 19 年度～23 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関と地元住民からなる「村づくり委員会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。